

岩手県告示第481号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の名称及び住所並びに確認検査の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
財団法人岩手県建築住宅センター	法人の住所及び事務所の所在地	盛岡市上ノ橋町1番50号	盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号（いわて県民情報交流センター2階）	平成18年4月1日
	法人の名称	財団法人岩手県建築住宅センター	一般財団法人岩手県建築住宅センター	平成24年6月1日